

忠岡町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1・目的

忠岡町耐震改修促進計画に定めた耐震化の目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般住民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、忠岡町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を定め、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、忠岡町耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、忠岡町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するため、次回の計画改正時に計画に位置付けるものとする。）

3・取組内容・目標・実績

計画

令和8年度取組内容

- 【財政的支援】
- i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
 - ii)住宅の補強設計費用や耐震改修費に対する一部補助を実施
 - iii)木造住宅の除却工事に対する一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 高月北・南地区において、個別訪問の実施を検討
 - ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時におけるリーフレットの配布・説明による耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない補助対象者に対して電話等による耐震改修促進を実施
 - iii)改修事業者の技術力向上等※府内全域で実施
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施
 - 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施
 - IV)住民への周知・啓発
 - 広く一般の住民に対して、広報誌を通じた周知を実施
 - 耐震フォーラム（説明会）の年1回以上の実施を検討
 - 防災訓練において、耐震啓発ブース（有人）の出展を検討
 - リーフレットによる制度概要等の周知を実施

令和8年度目標

- 住宅に対する耐震診断費補助戸数：10戸
- 住宅に対する耐震設計費補助戸数：2戸
- 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：2戸
- 木造住宅に対する除却工事費補助戸数：5戸

前年度までの実績

| | 診断 | 設計 | 改修 | 除却 |
|----|----|----|----|----|
| R7 | 2戸 | 1戸 | 2戸 | 3戸 |
| R6 | 7戸 | 1戸 | 1戸 | 2戸 |
| R5 | 2戸 | 0 | 0 | 3戸 |
| R4 | 7戸 | 1戸 | 1戸 | 0 |
| R3 | 2戸 | 0 | 0 | 0 |
| R2 | 1戸 | 1戸 | 1戸 | 0 |
| R1 | 7戸 | 5戸 | 5戸 | 0 |

自己評価

前年度(令和7年度)の取組実績

- 町内の旧耐震住宅所有者への戸別訪問（忠岡北地区100件）
- 住民を対象としたフォーラム（説明会）を実施（10月）
- 町広報誌、ホームページ等での各種補助制度の周知
- 耐震診断後、一定期間を経過して耐震改修工事を行っていない補助対象者に対して電話等による耐震改修促進を実施

前年度(令和7年度)の課題

今後も事業の推進に向け引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

改善策

耐震化の補助制度について、戸別訪問やイベント等でのブース出展や説明会等を企画・検討し、広く住民に対してPRしていく。

忠岡町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から忠岡町全域とする。
- 対象住宅は、昭和56年5月以前に建築された全ての住宅とする。

【戸別訪問の地区】

R1年度：高月北・南地区 R4年度：忠岡東地区 R7年度：忠岡北地区
 R2年度：北出地区 R5年度：忠岡南地区 R8年度：高月北・南地区
 R3年度：馬瀬地区 R6年度：忠岡中地区

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
 なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31年度から令和8年度（8年間）

| | H30年度 | H31年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| AP作成 | ■ | | | | | | | | |
| 戸別訪問 | 普及啓発 | | | | | | | | |

4・個別訪問等の実施

個別訪問等は下記のとおり行う

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

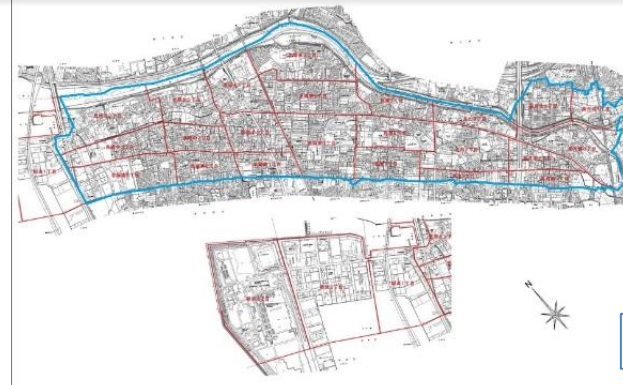
- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 戸別訪問及びその他啓発活動において、府及び自治会等の地域組織等と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度未までに町のホームページにて公表する。



忠岡町全域図